

○大熊町復興支援員設置要綱

平成26年4月1日

告示第11号

(設置)

第1条 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故で未曾有の被害のあった本町において、一日も早い復興と町民の生活再建を果たすには人材面での支援が不可欠であるため、復興支援員推進要綱(平成24年1月6日付け総行応第60号)に基づき、大熊町復興支援員(以下「復興支援員」という。)を設置する。

(業務の委託)

第2条 町長は、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 復興支援員の活動計画の策定
- (2) 復興支援員候補者の募集及び選考
- (3) 復興支援員の活動の支援及び管理
- (4) 復興支援員の活動状況及びその成果等の情報発信
- (5) 復興支援員の研修機会の提供
- (6) 復興支援員の人件費等の支払
- (7) その他町長が必要と認める業務

2 前項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、同項第2号に定める復興支援員候補者の選考を行ったときは、その結果を延滞なく町長に報告しなければならない。

(委嘱)

第3条 復興支援員は、心身が共に健康で復興支援員の活動に適すると認められる者であつて、かつ、受託者の雇用者のうちから町長が委嘱する。

2 復興支援員の委嘱任期は、1年とする。ただし、年度の途中において委嘱された者の任期は、当該年度の末日とする。

3 復興支援員の再任は、妨げない。

(職務)

第4条 復興支援員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) コミュニティの形成・維持

- (2) 情報発信
- (3) 産業の振興
- (4) 文化の伝承
- (5) まちづくりに資する人材の育成
- (6) 町内資源の有効活用
- (7) 地域おこしの支援
- (8) その他町の実情に応じた地域の復興に資するため必要な活動

(服務)

第5条 復興支援員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 復興支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 復興支援員は、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、職務上の指示に従わなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 復興支援員は、その職務の遂行に当たり故意又は過失により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(身分証明書)

第7条 復興支援員は、職務に従事するときは、身分証明書(様式第1)を常に携帯し、関係人から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

2 復興支援員は、退職及び退任し、又は解嘱されたときには、直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

(退任)

第8条 復興支援員は、委嘱期間の途中において退任しようとするときは、退任しようとする日の1月前までに町長にその旨を文書で申し出て、その承認を受けなければならない。

(解嘱)

第9条 町長は、復興支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 前条の規定により退任の申出があったとき。
- (2) 故意又は過失により町に損害を与えたとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えられないとき。
- (4) 職務上の義務に違反し、又は理由なくその職務を怠ったとき。
- (5) 病気、けが、介護、出産、育児等による長期休暇を必要とするとき。
- (6) 復興支援員としての適格性を欠いたとき。
- (7) 第5条の規定に違反したとき。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月26日告示第6号)


この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月19日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1(第7条関係)

(表)

| | |
|---|-------------------------------|
| 身分証明書 | |
|  | (大熊町復興支援員名) (氏名) (生年月日) |
| 上記の者は大熊町が委託した大熊町復興支援員業務に従事する者であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | |
| 大熊町長 | 印 |

(裏)

- 1 本証は、大熊町復興支援員業務に従事する者は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証の有効期限は、交付の日から起算して1年とする。
- 3 本証は他人に譲渡し、貸与し、又は交換してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 本証は、復興支援員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第1(第7条関係)